

## 広島市物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領

(平成18年11月30日制定・平成24年12月25日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。以下同じ。)の提供(以下「物品売買等」という。)の契約に係る入札において、当該入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)の確認を入札後に行って落札者を決定する一般競争入札(以下「入札後資格確認型一般競争入札」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 入札後資格確認型一般競争入札は、物品売買等の契約であって、その相手方を一般競争入札の方法により決定するもの(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約を除く。)を対象とする。ただし、総合評価一般競争入札の方法による契約その他あらかじめ財政局契約部と協議した契約については、この限りでない。

(入札公告)

第3条 入札後資格確認型一般競争入札を実施するに当たっては、その入札公告において、広島市契約規則(昭和39年広島市規則第28号。以下「規則」という。)第5条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札後資格確認型一般競争入札に付する入札案件である旨
- (2) 広島市物品売買等に係る予定価格等公表実施要領(平成18年11月1日施行。以下「予定価格等公表要領」という。)第2条の規定によりその予定価格について入札執行前の公表(以下「事前公表」という。)をする場合における当該予定価格
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)の交付方法並びに入札執行後における資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類(以下「資格確認申請書等」という。)の提出方法等
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 入札参加資格の確認結果及び入札結果の通知方法
- (6) その他入札後資格確認型一般競争入札の実施に関し必要と認める事項

(入札書の提出方法等)

第4条 入札後資格確認型一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、入札書の提出(規則第6条又は第7条の規定により入札書(規則第8条第1号に規定する入札書をいう。以下同じ。))を提出することをいう。以下同じ。)をするものとする。

- (1) 電子入札(規則第4条に規定する電子入札をいう。以下同じ。)を行う案件 入札公告に定める入札期間内において、入札書の提出をするものとする。ただし、電子調達システム(広島市電子入札システム等利用規約(平成17年3月14日施行)第2条第1号に規定する電子調達システムをいう。)を、保守作業、障害の発生、利用の集中、停電や天災などの不可抗力その他やむを得ない理由により、運用を中止し、又は中断する場合は、この限りでない。

- (2) 紙入札（規則第6条第1項の規定により入札書を提出することをいう。以下同じ。）のみを行う案件 入札公告に定める入札執行の場所及び日時において、入札書の提出をするものとする。
- 2 入札参加者は、前項の規定により入札書の提出をする場合においては、その入札書の提出の際に、予定価格等公表要領第5条第1項の規定に基づき、入札金額内訳書を併せて提出するものとする。ただし、第5条第4項に規定する再度入札においては、開札の結果、第5条第8項に規定する最低価格入札者となった者のみ、市長が指定する期限までに、当該再度入札に係る入札金額内訳書を提出するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、電子入札を行う入札参加者について、広島市電子入札システムを使用して提出する入札金額内訳書の電子ファイル（電子入札において提出書類として扱う電磁的記録をいう。）の容量が広島市電子入札運用基準（平成17年4月1日施行）第11条第2項に定める容量を超える場合及び同基準第6条第1項に規定する「電子入札から紙入札への変更届」を提出し承認を受けて紙入札を行う場合は、別途、市長の指示に従い、入札金額内訳書を提出するものとする。
- 4 入札参加者は、前3項の規定により提出した入札書及び入札金額内訳書を撤回し、又は差し替えることができないものとし、入札参加者が入札金額内訳書をその提出期限までに提出しなかった場合には、落札者となることができないものとする。
- 5 前項に規定する場合において、入札参加者のうち、第5条第8項に規定する最低価格入札者となった者がした入札は無効とする。
- 6 入札後資格確認型一般競争入札の入札回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 第1項第1号及び第2号に掲げる入札案件で、その予定価格等の事前公表をするもの 入札回数は、1回とする。
- (2) 第1項第1号に掲げる入札案件で、その予定価格等の事前公表をしないもの 入札回数は、2回を限度とする。
- (3) 第1項第2号に掲げる入札案件で、その予定価格等の事前公表をしないもの 入札回数は、3回を限度とする。

（入札書の開札、落札者の決定の保留等）

- 第5条 市長は、入札後資格確認型一般競争入札に係る入札書をその開札日時において開札するものとする。
- 2 入札参加者又は入札参加者に常時雇用されている者は、社員証等を提示することにより、前項の規定による開札に立ち会うことができる。
- 3 市長は、前条第6項各号に掲げる区分の入札案件の開札を行った結果、入札参加者がいないことが判明した場合（第5項第2号若しくは第3号に掲げる者又は広島市委託業務低入札価格調査要綱（平成16年1月1日施行）第7条の規定により落札者として決定しないとされた者以外に入札参加者がいない場合を含む。）には、当該入札執行を打ち切るものとする。
- 4 市長は、前条第6項第2号又は第3号に掲げる区分の入札案件の開札を行った結果、入札参加者がある場合において、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を定めた案件については、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格。以下同じ。）をもって入札書を提出した者がいないときは、当該各号に規定する入札回数の範囲内で再度入札（前条第6項第3号に掲げる入札案件にあっては、3回目の入札を含む。以下同じ。）を行うものとする。
- 5 市長は、次の各号のいずれにも該当しない者を、前項の規定による再度入札に参加することがで

きる者とする。

- (1) 1 回目の入札（再度入札が 3 回目の入札である場合にあっては、1 回目及び 2 回目の入札）に参加していない者
- (2) 最低制限価格制度取扱要綱第 6 条第 3 項の規定により、再度入札に参加させないものとされた者
- (3) 規則第 8 条各号のいずれかに該当する入札をした者

6 市長は、第 4 項の規定による再度入札を行うに当たっては、前項に規定する再度入札に参加することができる者に対して、次の各号に掲げる再度入札の区分に応じ、当該各号に定める事項を通知するものとする。

- (1) 第 4 条第 6 項第 3 号に掲げる区分の入札案件の開札の結果行われる再度入札 その場で速やかに再度入札を行う旨
- (2) 前号に掲げるもの以外の再度入札 再度入札を行う日時及び場所

7 入札後資格確認型一般競争入札を執行する職員（以下「入札執行職員」という。）は、開札（再度入札に係るものを含む。）の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札書の提出をした入札参加者がある場合は、直ちに落札者の決定を保留するものとする。

8 前項の規定により落札者の決定を保留するに当たっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者（以下「最低価格入札者」という。）を入札参加資格の有無の確認（以下「入札参加資格の確認」という。）が行われる入札参加者とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、入札執行職員はこれらの者にくじ引きをさせて（あらかじめ設定した電子入札案件については、原則として、当該者にくじを引かせる方法に代えて、広島市電子入札運用基準（平成 17 年 4 月 1 日施行）第 12 条第 3 項ただし書に規定する電子入札システムの電子くじ機能を利用して）入札参加資格の確認が行われる者の順番を決定するものとし、最初に当該確認が行われる者をもって、最低価格入札者とする。

（資格確認申請書等の提出）

第 6 条 市長は、最低価格入札者について、入札執行後、市長が指定する期限までに資格確認申請書等（低入札価格調査要綱第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により低入札価格調査の対象とする入札案件にあっては、低入札価格報告書を含む。以下同じ。）を提出させるものとする。

（入札参加資格の確認）

第 7 条 市長は、入札後資格確認型一般競争入札における入札参加資格の確認については、特別の定めがある場合を除き、入札公告で公告した開札日時を基準として、資格確認申請書等に基づき、行うものとする。この場合において、入札参加資格の確認を受ける入札参加者が、当該開札日時から落札者の決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札を無効とするものとする。

- (1) 物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 9 年 9 月 12 日施行）第 6 条又は第 6 条の 2 の規定に基づき、一般競争入札参加資格が取り消された場合
- (2) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 8 年 4 月 1 日施行）第 2 条の規定に基づき、指名停止措置を受けた場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合及び入札に関する条件に違反することとなった場合

- 2 市長は、前項の規定による確認の結果、最低価格入札者について入札参加資格がないと認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書の提出をした他の入札参加者のうち最低の価格をもって入札書の提出をした者（以下「次順位価格入札者」という。）について、同項の規定により、入札参加資格の確認を行うものとする。この場合において、当該最低の価格をもって入札書の提出をした者が2人以上あるときは、第5条第8項後段の規定を準用するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による確認の結果、次順位価格入札者に入札参加資格がないと認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書の提出をした他の入札参加者のうち、次順位価格入札者の次に低い価格をもって入札書の提出をしたものから順次、同様にして、入札参加資格のある者が確認されるまで、入札参加資格の確認を行うものとする。
- 4 市長は、前2項の規定により入札参加資格の確認を行う場合は、次順位価格入札者（前項の規定により入札参加資格の確認が行われる者を含む。）に、指定する期限までに資格確認申請書等を提出させるものとする。

（落札者の決定）

第8条 市長は、前条の規定により入札参加資格を有すると確認された者（以下「有資格者」という。）を落札者として決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、有資格者の入札価格が調査基準価格を下回るものであり、低入札価格調査要綱第7条の規定により当該有資格者を落札者としなない場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書の提出をした他の入札参加者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者から順次、第5条第8項後段、前条及びこの項の規定を準用し又は適用し、入札参加資格の確認を行い、落札者の決定をするものとする。

（入札参加資格確認結果及び入札結果の通知）

第9条 市長は、前条の規定により落札者の決定をした場合は、入札参加者に対して、入札参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないとされた者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。

（委任規定）

第10条 この要領に定めるもののほか、物品売買等の契約に係る入札後資格確認型一般競争入札の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成19年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後において契約の申込みの誘引を行う一般競争入札案件について適用し、施行日前に契約の申込みの誘引を行った一般競争入札案件については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、役務の提供を受ける契約のうち長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年広島市条例第157号）第2号に掲げる契約以外のもの（以下「長期継続契約対象外役務契約」という。）並びに物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負の契約については、平成19年4月1日以後において契約の申込みの誘引を行う一般競争入札案件について適用し、同日前に契約の申込みの誘引を行った一般競争入札案件については、なお従前の例による。

- 4 前項の規定にかかわらず、長期継続契約対象外役務契約のうち、施行日前において既に一般競争入札の方法を採用している入札案件及び施行日以後において新たに入札方法を指名競争入札から一般競争入札に変更する必要があると認める入札案件については、施行日以後において契約の申込みの誘引を行うものから、この要領を適用することができるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後において契約の申込みの誘引を行う一般競争入札案件について適用し、施行日前に契約の申込みの誘引を行った一般競争入札案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年1月1日から施行する。

- 2 改正後の広島市物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成25年4月1日以後の入札案件について適用し、施行日前に契約の申込みの誘引を行った入札案件及び施行日以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成25年3月31日以前の入札案件については、なお従前の例による。